

高齢者安全運転サポート事業の実施に関する協定書

都城市（以下「甲」という。）、都城警察署（以下「乙」という。）、都城地区交通安全協会（以下「丙」という。）、警友自動車学校（以下「丁」という。）及びナカムラ自動車学校（以下「戊」という。）は、高齢者安全運転サポート事業の実施に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊の5者（以下「本協定当事者」という。）が連携し、高齢運転者に対する実車訓練、運転シミュレーター、セーフティサポートカーS体験等の高齢者安全運転サポート事業（以下「本事業」という。）を実施することを通じて、高齢運転者の交通事故を防止することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定当事者は、次に掲げる事項について相互に協力するものとする。

- （1）本事業の運営方針の検討及び調整に関すること。
- （2）受講者の募集及び受講状況の管理等に関すること。
- （3）受講者の運転技能のチェック及びサポートに関すること。
- （4）本事業の効果の検証に関すること。
- （5）その他必要と認める事項

（役割及び費用負担）

第3条 本事業を実施するに当たり、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める役割及びそれに伴う費用を負担するものとする。ただし、実車訓練に関する費用については、甲が負担するものとする。

- （1）甲 セーフティサポートカーS体験の利用環境の整備及び自動車メーカーへの実施依頼、広報啓発、本事業の効果の検証、全体調整に関すること。
- （2）乙 運転シミュレーターを使用した講話に関すること。
- （3）丙 受講者の募集及び受講状況の管理に関すること。
- （4）丁及び戊 実車訓練に関すること。

（総括事務局）

第4条 本事業を総括する事務局は、都城市の交通安全に関する業務を所掌する課に置くものとする。

（相互の緊密な連携）

第5条 本協定当事者は、本協定に定める事項の円滑な推進のため、定期的に連絡調整等を行い、相互の連携強化に努めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から、平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、本協定当事者のいずれかから書面による解約の申出がない場合は、引き続き1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

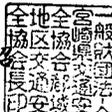
第7条 本協定に定めのない事項、本協定の解釈上疑義が生じた事項又は本協定の内容の変更を必要とする事項については、本協定当事者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、本協定当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成31年4月11日

甲 都城市姫城町6街区21号
都城市
市長 池田 宣


乙 都城市東町4街区17号
都城警察署
署長 藤川 寿


丙 都城市東町4街区17号
都城地区交通安全協会
会長 佐々木 鴻


丁 都城市都北町7333番地
株式会社みゆき学園
警友自動車学校
代表取締役 中村 寿


戊 都城市五十町4540番地3
株式会社みゆき学園
ナカムラ自動車学校
代表取締役 中村 寿
